

独立行政法人国際交流基金 中期目標

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 中期目標の期間

独立行政法人国際交流基金の今次中期目標の期間は業績を早期に把握するため平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6か月とするが、国際文化交流事業のより適正な評価を行う観点から今次中期目標の終了時に、次期中期目標の期間について、5年を念頭に検討を行う。

II 業務の効率化に関する事項

1 一般管理費（退職手当を除く。）について、合理化や経費の節減を進め、中期目標期間の最終事業年度までに平成14年度に比べて1割に相当する額の削減を行う。なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、毎事業年度1%以上の削減を行う。

2 機構の簡素化をはじめとして、法人の自律性及び法人の長の裁量等の独立行政法人制度の特長を活かし、機動的かつ効率的な業務運営を行うことができるような組織体制を実現する。

3 個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。

その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。

1 効果的な事業の実施

国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくために、外交政策上必要

性の高いものに限定しつつ、以下の分野別・国別政策に基づいて事業を実施する。

(1) 以下の分野別に別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。そのための機構編成も検討する。

イ 文化芸術交流の促進

ロ 海外日本語教育、学習への支援

ハ 海外日本研究及び知的交流の促進

ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援

ホ その他

(2) 上記の四分野については、外交政策、相手国との外交関係及び相手国の事情、国民のニーズ等をふまえて、適切な配分となるよう留意する。

また、事業プログラムをはじめとする事業の実施体制については、必要性及び費用対効果等を考慮しつつ効率化を図るよう具体的措置を講じるとともに、中期目標期間中も、不断にかかる効率化措置の策定・実施に努める。

(3) 海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国際文化交流に関する国別政策(別紙2)を踏まえ、国別に事業方針を作成の上、在外公館と十分に協議し、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ事業を実施する。

海外事務所が置かれていない国については、在外公館と充分協議しつつ事業を実施する。また、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないように配慮する。

(4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館と協議の上、効果の高い実施事業を選定する。

2 国民に対して提供するサービスの強化

基金が行う事業の広報や、他の国際交流関係機関、団体等との連携を通じて、国民が国際交流事業に親しみ、国際交流事業の成果を享受しうるよう、国民自らが国際交流に参加しやすくなるような環境作りに努める。

3 対外関係への配慮

事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1 運用資金については、原則、安全かつ有利な運用によることとし、その収入の確保に努める。なお、日米センター事業については、外貨建債券の運用も視野に入れ、必要

な事業収入の確保を図る。

2 業務の合理化、効率的な施設運営等により、経費の節減を図る。

その他外務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、職員養成、意識改革等）

人事交流の実施、評価制度の改善、勤務成績を考慮した給与の支給等により、良好な組織運営を可能にする人事管理を行う。

2 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効率的な運営に努める。

分野別目標

1. 文化芸術交流の促進

文化芸術交流は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であり、基金は、かかる交流を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しつつ、必要性の高い事業を効果的に実施する。

(1) 基本方針

文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)～(二)を踏まえて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通事項

相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、「ニッポン・プロモーション」事業等、我が国の外交上の必要性に対応した事業を実施する。

非政府団体との連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する支援、情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。

効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に情報の収集、ネットワーク形成、情報発信等に努める。

事業実施においては、基金が有する国際交流基金フォーラム等の国内施設及び日本文化会館等の海外事務所施設を効果的に活用する。

各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、事業実施による効果及び経費効率等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。

主催事業については客観的指標ないし定量的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。

(ロ) 日本文化発信型事業

相手国における(a)文化交流基盤(劇場、専門家等文化交流関連施設、人的資源の量的・質的水準を総合的に考慮したもの)の状況、(b)相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの)等を勘案し、効果的な日本文化の紹介を行う。

(ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業

相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、積極的に双方

向・共同作業型の事業を実施するとともに、国際貢献が求められる文化遺産保存等の分野において積極的に支援を行う。

(二) 外国文化紹介型事業

商業ベースでは必ずしも日本への紹介が十分に行われておらず、特に日本に紹介する外交上の意義が高いと考えられる外国文化については、積極的に日本に紹介するための事業を実施する。

(2) 事業項目

上記(1)を踏まえて、次の(イ)～(ハ)の項目の事業を推進する。

(イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流

文化人、専門家、芸術家、学者等を派遣・招聘することにより、我が国の多様な生活文化の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。

事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きいため、特に適切な人選がなされるよう配慮する。

(ロ) 文化芸術分野における国際協力

開発途上国の文化諸分野の人材育成や有形・無形の文化遺産保存・修復等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。

事業実施にあたっては、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。

(ハ) 市民・青少年交流

各国と我が国の市民・青少年の交流を推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。

事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいため、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。

(二) 造形芸術交流

各国と我が国の造形芸術交流の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。

(ホ) 舞台芸術交流

各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定するとともに、主催事業については、広報等の実施態様においても効果

が高くなるよう配慮する。

(ヘ) メディアによる交流

映画、ＴＶ、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を実施する。

事業の効果は、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、ＴＶ、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めよう努める。

２．海外における日本語教育、学習への支援

海外における日本語学習者は、日本に対する深い理解を有し或いは今後有しようとする素地を備え、日本と相手国との相互理解の中心となる貴重な人材である。基金は、日本と各国の国際交流の基礎となる人材を拡充すべく、海外における日本語の普及を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

(１) 基本方針

海外における日本語の普及にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における日本語教育基盤の整備状況等の事情に応じ、下記(イ)及び(ロ)の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるように努める。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

充実した日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関への支援や現地教師の養成などを通じ、現地で自立した教育体制の拡充を支援するとともに、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育を積極的に支援する。また、厚い学習者層の学習意欲の向上を図るための施策を実施する。

高等教育機関において日本語教育が実施されるなど一定程度の日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関の自立化を促進すると共に、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育導入や拠点機関育成を支援する。

日本語教育の基盤が十分に整備されていない国・地域においては、相手国のニーズを的確に把握した上で、拠点機関の育成を効果的に進める。

(ロ) 地域的な必要性に対応した支援

近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。

日系人の多い国・地域には、他の国・地域とは異なる高いニーズが存在するため、か

かるニーズに配慮する。

(2) 諸施策

上記(1)の基本方針に立ち、以下の諸施策の実施にあたる。

(イ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策

① ネットワーク形成

海外日本語教育の総合的ネットワークを構築し、海外日本語教育・学習の動向を把握し、収集した情報を広く内外に提供する。この調査分析に基づき、各国の事情に応じた適切な日本語教育支援方針を立てる。

② 機関強化

海外における日本語教育の振興において、中核的な高等教育機関は、相手国の中で特に重要な役割を担うことから、各国のかかる教育機関の整備状況、基金の支援に対する現地からのニーズ等に応じて、次の指針を踏まえ、各国の拠点となる日本語教育機関を強化する適切な支援を行う。

(i) 拠点整備がある程度進んでいる国においては、次の点を踏まえて支援する。

- ・ 拠点の自立化の可能性を検討し、支援の内容ないし継続の可否を不断に見直す。
- ・ 拠点間ネットワークの拡充等により、基金からの支援の波及効果が高まるように努める。
- ・ 潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓に努める。

(ii) 日本語ニーズに対して拠点の整備が不十分である国においては、ニーズを的確に把握しつつ、効果的な拠点の整備が行われるよう支援に努める。

(iii) 日本語ニーズが顕在化しておらず、かつ、拠点整備も不十分である国においては、潜在的ニーズを捉え、新規拠点の開拓の可能性を探る。

(iv) 拠点に対する支援においては、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。
このため、拠点支援に関し、客観的指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していく。

③ 初等中等教育の日本語教育支援

初等中等教育の教育課程への日本語の導入は、若年層の学習者数を制度的に増大させ、日本語普及において極めて効果が大きいことから、相手国のニーズに応じて、カリキュラム作成、教師養成、教材開発等において積極的支援を行い、日本語教育が相手国の教育課程の中で一層定着するように努める。

(ロ) 日本語能力試験

海外における日本語能力試験は、各国の日本語学習者の能力測定及び学習意欲向上を図る上で極めて重要な事業であり、効果的かつ効率的に実施する。客観的基準に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していくとともに、より多くの海外日本語学習者に対する利便性の向上を図る。また、日本語能力試験の受験者数を増加させるよう努める。

(ハ) 海外日本語教師を対象とする施策

日本語教育が効果的に行われる上で、質の高い日本語教師の養成は不可欠であることから、次の指針を踏まえ、相手国における日本語の普及状況、日本語教育の組織基盤の整備状況、日本語教育に対するニーズ等の現地事情に応じた適切な支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教員の養成を支援する。

相手国の事情及びニーズに応じて、日本への招聘等による日本語教師の研修を行う。その際、適切な語学レベル、期間、規模、対象者の選考等の諸要素について、研修が最も効果的かつ効率的となるように努める。また、研修を効果的に実施するため、日本語国際センターを活用する。

相手国の事情及びニーズに応じ、日本語教師が使用する教材の充実化に努めるとともに、インターネット等を活用し効果的かつ効率的な頒布が行われるよう工夫する。

教師に対する支援においては、常に効果的かつ効率的なものとなるように努める。このため、適切な指標に基づいて外部有識者による評価を実施し、その結果を事業実施に反映していく。特に日本語国際センターについては、適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施し、事業内容の向上に不断に努める。

(二) 海外日本語学習者を対象とする施策

海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び海外日本語学習者の学習を奨励するための研修について、次の指針を踏まえ、関西国際センター等を活用しつつ、海外日本語学習者に対し実施する。

外交官・公務員日本語研修の研修生の募集・選考にあたっては、外交上の要請を充分に反映させる。

関西国際センターは、基金が学習者に対する研修を行う中核的機関であることから、適切な指標に基づいて、研修プログラム、研修対象者の選定、運営コスト等に関し外部評価を実施し、事業内容の向上に不断に努める。

(3) 日本語普及に係る留意事項

(イ) 海外事務所においては、在外公館、教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握に努める。

(ロ) 日本国内において、関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効率的かつ効果的な日本語普及の体制の構築に努める。

(ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。

3. 海外日本研究及び知的交流の促進

海外における日本研究は、諸外国の特に有識者における対日理解の基礎となるものである。また、我が国と諸外国の有識者間の知的交流によって、各国との間で互いに英知を共

有し結集することは、各国との有識者間における相互理解を深めるとともに、国際的な課題解決に向けて貢献するものである。基金は、これら海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するよう努めなければならない。

このため、基金は、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、必要性の高い事業を効果的に実施する。

(1) 海外日本研究の促進

(イ) 基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記 ~ の基本方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるよう努める。

共通事項

- (i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。
- (ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係機関・団体と連携し、効率かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- (iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。
- (iv) 各国の日本研究事情に応じて効果的な対象・手段を選び支援し、実施後はそれらが適切であったかにつき、客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。

地域的特性に応じた事業実施

各地域における日本研究の促進にあたっては、相手国の研究・教育事情に応じた支援を行うとともに、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。

(i) アジア・大洋州地域

- (a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。
- (b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。
- (c) 日本語学習者が多い国においては、日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。

(ii) 米州地域

北米においては、日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。

(iii) 欧州・中東・アフリカ地域

- (a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が相当進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統

的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。

- (b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。

(ロ) 諸施策

上記(イ)の基本方針を踏まえ、以下の諸施策の実施にあたる。

機関支援型事業

- (i) 海外日本研究機関に対する支援においては、高い事業効果が得られるよう対象機関と支援手段の組み合わせを決定する。
- (ii) 継続的に支援を行っている機関については、効率的な事業実施のため、機関の自立化の可能性を検討するなど、他の機関に支援した場合の機会的な費用及び効果を勘案しつつ、支援の内容ないし継続の可否を不断に見直す。
- (iii) 国際会議、セミナー等の形態による事業については、高い事業効果が得られるよう適切な日程・議題及び参加者等の事業内容とすることを確保する。

研究者支援型事業

フェローシップについては、高い事業効果が得られるよう人選が適切なものとなるようにする

(2) 知的交流の促進

知的交流の促進にあたっては、下記(イ)(ロ)の方針を踏まえ、最も効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通事項

長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意しつつ事業を実施する。

事業実施にあたっては、我が国の外交上の要請に配慮する。

事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。

事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。

客観的指標を含む適切な指標に基づいた外部評価を実施する。

(ロ) 地域的特性に応じた事業実施

各地域の特性に応じて、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、特に次の点に留意しつつ事業を行う。

アジア・大洋州地域

- (i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極的な事業実施に努める。
- (ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする知的交流事業を実施し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。
- (iii) アジアにおける一体感を醸成するような研究者・専門家等の域内ネットワーク構築、アジア地域研究と日本研究の連携促進等に対する支援を行う。

米州地域

- (i) 我が国と特に緊密な関係を有する米国との知的交流は、特に重要であり、両国の各界各層における対話と交流を促進するとともに、グローバルな課題の解決等世界の貢献を視野に入れた事業を実施する。
- (ii) 日米センターを運営し、米国との知的交流及び地域・草の根交流事業を実施する。同センターの運営にあたっては、設立の趣旨に基づいて、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。
- (iii) 米国以外の米州との知的交流に関し、より緊密な関係を構築するため、当該地域との対話と協力に資する知的交流事業を実施する。

欧州・中東・アフリカ地域

- (i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施する。
- (ii) 旧ソ連、東欧諸国の発展に資するため、適切な課題をめぐっての対話等交流事業を実施する。
- (iii) 中東諸国との相互理解を促進するための事業を実施する。

4. 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等

国際交流に関する情報の収集及び調査・研究は、国際文化交流事業を効果的に実施する上で不可欠であり、基金は、その内外のネットワークを活用し、有用な情報の収集に努めなければならない。

また、各国との間で活発な国際交流が進められるよう、海外に向けて日本に関する情報源を整備・提供し、内外の国際交流の担い手に対して、国際交流に関する情報の提供をはじめとする支援に努めなければならない。

- (1) 日本に関心を有する海外の知識人、市民に対して、日本に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。
- (2) 国際交流に関心を有する内外の関係者に対して、国際交流に関する情報及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。
- (3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、ノウハウ提

供、顕彰や各種支援を効果的かつ効率的に行う。

(4) 基金がより効果的な事業を実施し、また、基金以外の者による国際文化交流をより効果的に推進するために必要な調査及び研究を行い、その成果については、国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうるよう、効果的かつ効率的に公開する。

(5) 上記(1)～(4)に関し、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。

5. その他

(1) 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び必要に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体との協力、連携等に努める。

(2) 京都支部の運営

基金京都支部は、本中期目標に示された諸点をふまえ、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

基金は、特定の寄付金を財源として、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う。寄付金の受け入れ等にあたっては適正に行うこととする。

国別目標

大韓民国

1. 2002年のワールドカップ・サッカー大会及び日韓国民交流年の成果を踏まえつつ、日韓両国民が、共通性のある互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日韓関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 「日韓共同未来プロジェクト」その他の政府間の取り組みを踏まえ、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介していくとともに、伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、引き続き多様な市民交流の支援を行う。
 - (2) 同国の教育機関の多様なニーズに対応し、日本語教育・日本研究に対する支援を引き続き実施する。
 - (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
3. 事業実施にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 「日韓国交正常化40周年」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
 - (2) 双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、中国等第三国を交えた多国間の事業も行う。
 - (3) 在外公館、姉妹都市等との連携を図り、効果的な事業実施に努める。特に、かかる連携を通じ、地方における効果的な事業展開を図る。

中華人民共和国

1. 2002年の「日本年」「中国年」の成果を踏まえつつ、日中両国民が、互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日中関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を重視しつつ、伝統文化も合わせた総合的な日本文化を紹介するよう努める。後者については、日中両国の共通の文化的伝統に基づいた企画を実施するよう努める。
 - (2) 同国の教育機関のニーズに対応するとともに、新たなニーズへの対応も視野に入れ、日本語教育と日本研究の一層の普及に努める。

(3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。

3 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 日本と中国との交流の各種節目を活用し、効果的に事業を実施する。

(2) 双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、韓国等第三国を交えた多国間の事業も行う。

(3) 広大な国土において出来るだけ広範かつ効率的に事業を展開するため、在外公館等の政府関係機関、各地方の日本語教育機関や日本関係者、友好都市や市民団体を含む多くの民間関係者と連携・協力する。また、メディアを活用する等の限界効用の高い事業を実施する。

フィリピン

1 . 東南アジア地域で日本への入国者数が最大であり、緊密な関係を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 拠点研究機関を中心とする日本研究支援、及び高等教育レベルにおける日本語教育支援を充実させるよう努める。

(2) 若年層をはじめとして、現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、同国との間で活発に行われている市民交流等の支援を行う。

(3) フィリピンを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) フィリピン一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。

(2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。

(3) 「日本 A S E A N 交流年 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。

(4) 在外公館、J I C A 等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

タイ

1 . 長年にわたり良好な関係にある同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意

しつつ事業を実施する。

- (1) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。その際、日本研究については、ネットワーク構築及び環境整備など、中・長期的な支援を充実させるよう努める。また、中等レベルにおける日本語教育のためのタイ政府の取り組みを踏まえ、継続的に支援を行う。
- (2) 伝統文化と現代文化の調和を重視する同国においては、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化に加え伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、市民交流等の支援を行う。
- (3) タイを含むASEAN諸国との間における知的交流の充実に努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) タイ一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。
- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

マレーシア

1. 「東方政策」や両国の緊密な関係によって培われた高い対日関心を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 中等教育レベル、東方政策等に関する日本語教育支援を充実させるよう努めるとともに日本研究支援の着実な実施に努める。
- (2) 広く一般市民との相互理解強化のため、日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含めた現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化紹介事業を行う。
- (3) マレーシアを含むASEAN諸国との間における知的交流の充実に努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) マレーシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。
- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。

- (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、JICA等の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

インドネシア

1. 東南アジア地域で最大の人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本語教育・日本研究支援を着実に実施する。特に、日本語教育については、地方のニーズを含む新たなニーズにも対応するよう努めるとともに、若手研究者の養成に重点を置きつつ日本研究に対する支援を充実させるよう努める。
 - (2) 近年関心が高まっている現代文化と従来から一定の関心が存在する伝統文化を含め、総合的な日本文化を紹介するよう努める。特に、既存のニーズに対応することはもとより、潜在的に対日関心を持ち得る人々に対しても事業を展開するよう努める。
 - (3) インドネシアを含むASEAN諸国との間における知的交流の充実に努める。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) インドネシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。
 - (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
 - (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
 - (4) 在外公館、JICA等の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて効果的に地方における事業の展開にも努める。

インド

1. 南アジア地域で最大の国土・人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 同国との間の共同宣言等を踏まえて人的交流、知的交流を充実させるよう努めるとともに、政治、経済、国際関係、安全保障分野をも広く視野に入れた日本研究者の育成に重点を置き日本研究支援の充実に努める。
 - (2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。
 - (3) 大学等の拠点機関を中心とする日本語教育及び日本研究の支援を充実させるよう努

める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 主要都市及び中規模都市、並びに有識者、学生及び新中間層といった文化に関心の高い地域、国民に対して、効率的かつ効果の高い事業実施に努める。
- (2) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

オーストラリア

1. アジア太平洋地域におけるパートナーとして発展してきている同国との相互理解を深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 世界でも有数の日本語学習者数を有する同国において、日本語教育を継続的に支援するとともに、特に若年層に対しては、語学のみならず日本文化紹介等を通じ日本に対する関心を高めるよう努める。
- (2) 一層多くのオーストラリア国民が日本に対する理解と関心を深めるよう、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介する。
- (3) 拠点大学、研究者間の交流等を通じた日本研究・アジア研究支援に努める。

2. 交流に当たり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 広大な国土を有する豪州においては、在外公館、各種関連団体との連携・調整及びシドニー等に集中しがちな文化事業を巡回させる等の工夫により他の地方での事業実施に努める。
- (2) 現地民間・草の根レベル及び現地在住の邦人芸術家等の活動を積極的に活用し、効率的な事業展開を図る。
- (3) 日豪友好協力基本条約30周年(2006年)のような交流の節目を捉え事業を実施する。

カナダ

1. 我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 共同事業を通じた文化芸術交流の促進に努めるとともに、国際芸術祭を活用する等により波及効果の高い日本文化紹介事業の実施に努める。
- (2) 日加文化交流を担う人材の育成及びネットワーク拡充を図るため、日本語教育・日本研究支援及び文化芸術分野等の専門家の交流を充実させるよう努める。

(3) アジア太平洋及び国際社会に対する貢献も視野に入れた知的交流を充実させるよう努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) カナダの多文化社会において日系人が日加交流に果たす役割に鑑み、日系人の文化・芸術活動に対する支援にも考慮を払う。

(2) 地域毎の歴史的・文化的背景及び社会制度等の差異を踏まえて事業を実施する。

(3) 「日加国交樹立 7 5 周年」のような外交の節目を捉え事業を実施する。

アメリカ合衆国

1 . 同盟国であり、グローバルな課題に対して多岐にわたる協力関係を有する同国との関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。

2 . 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 海外で質・量ともに最たる米国の日本研究の維持・発展を図るとともに、グローバルな課題解決を目的とした日米有識者間の交流を中心とした知的交流の拡充に努める。

(2) 将来の日米文化交流を担う人材を育成できるよう、日本語教育に対する支援を充実させるよう努める。

(3) 主要都市及び地方都市それぞれの実情とニーズを踏まえた文化芸術交流、市民・草の根交流を充実させるよう努める。

3 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 都市、地域等によって事情が異なる同国において、各地の諸団体、専門家等との連携・協力を図る。

(2) 在外公館、学術・文化機関、日米協会、日系人、在留邦人等の活動との連携・協力を図る。

(3) 日米交流 1 5 0 周年のような交流の節目を捉え事業を実施する。

メキシコ

1 . 中米・カリブ地域で最大の国土と人口を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 教育機関の日本語教師、日本研究者との交流、ネットワークを充実させるよう努め、日本研究機関の連携に留意しつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。

(2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目、現地での大型事業等の機会を捉え事業を推進する。

(2) 中米・カリブ地域も視野に入れた事業を実施する。

(3) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。

ブラジル

1 . 南米で最大の国土・人口を有するとともに、世界最大の日系社会を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 日本語教育を促進するとともに、大学等における日本語教育・日本研究の支援を充実させるよう努める。

(2) 日本文化紹介事業にあたり、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど主要都市においては、質の高い文化芸術交流事業、それ以外の地域においては、一般市民が日本文化に直接触れられる参加・体験型事業の実施に積極的に取り組み、効果的な事業実施に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目を捉え事業を実施する。

(2) 日系人の日本に対する関心・理解を高めるような事業の実施に配慮する。

(3) 国内の文化交流ネットワークの活用、人的関係の構築に努めるとともに、大型国際映画祭やビエンナーレ等の現地で行われる大規模な文化行事の機会等を捉えて、効果的に文化事業を推進する。

(4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。

英国

1 . 「Japan 2001」等を通じ培われた日英交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ

事業を実施する。

- (1) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。その際、ロンドン等主要都市においては質の高い事業実施に努めるとともに、併せて、より多くの同国市民に対し対日関心を喚起するため、市民・草の根交流活動、特に、市民参加型文化活動を実施する。
- (2) 海外事務所における日本語教育活動を充実させるよう努めるとともに、各地の日本語教育・日本研究機関に対する支援を行う。
- (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) ロンドン以外の地方においても事業を実施するよう努める。その際、総領事館、各種文化交流団体、研究機関、姉妹都市等と連携し、また、英国在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。

ドイツ

1. 「ドイツにおける日本年」等を通じ培われた日独交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国の対日関心をより一層活性化させ、相互理解を一層深めるため、ケルン日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 若年層の関心にも配慮しながら、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介するとともに、伝統文化についても紹介の機会を持ち、総合的な日本文化を紹介するよう努める。
- (2) 日本語教師のネットワーク化を図りつつ、多様な教育機関における日本語教育を支援するとともに、日本研究者の育成をはじめとする日本研究支援を充実させるよう努める。
- (3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 文化の地方分権、旧西独・東独間の事情の違いを踏まえ、地域的にバランスのとれた事業の実施に努める。その際、総領事館、各地の独日協会、ベルリン日独センター、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、ドイツ在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (2) 「日本におけるドイツ年」(05～06年)、2005年日・EU市民交流年等の交流の節目を捉え事業を実施する。

フランス

1. 相互の文化・伝統に対する関心と尊敬を共有し、また、文化を外交の柱としている同国との相互理解を一層深めるため、パリ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 伝統文化とともに、多様な現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努め、質の高い文化交流を目指す。特に、近年対日関心が高まっている有識者及び若年層に対しては、それぞれのニーズに応じた事業を実施しつつ、総合的な日本文化の紹介を行い、日本の理解者の増大に努める。
 - (2) 関係者のネットワーク構築を図りつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
 - (3) 学術研究機関、シンクタンク等と積極的に連携し、社会科学分野を中心とした研究者等の幅広い知的交流を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) パリ日本文化会館においては、仏のみならず、欧州全体を視野に入れた日本文化の発信に努める。
 - (2) 国内各地における事情の違いを踏まえつつ、地方での事業展開にも努める。その際、各総領事館、各地の日仏協会、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、フランス在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
 - (3) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。

イタリア

1. 「イタリアにおける日本年」「日本におけるイタリア年」等を通じ培われた日伊交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、ローマ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 伝統文化に加えて、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を含む総合的な日本文化を紹介するよう努める。
 - (2) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。
 - (3) 広く有識者及び各界有力者との知的交流、人物交流事業を実施し、対日関心の維持及び対日理解の向上に努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 都市国家の伝統に根差した国内地域ごとの文化の歴史的独自性を踏まえ、地方での事業実施に努める。その際、総領事館、学術・文化機関、姉妹都市等と連携し、また、イタリア在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
 - (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え事業を実施する。

ロシア

1. 文化交流を通じた相互理解の増進が平和条約の締結を含む日露両国関係全般の改善に果たす大きな役割を踏まえつつ、相互理解を一層深めるため、以下の諸点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 近年高まりつつある対日関心を背景に、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。
 - (2) 日本語教師のネットワーク強化、日本研究者の育成、初中等レベルの日本語教育に対する支援等に配慮しつつ、各種教育・研究機関における日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
 - (3) 現地の関心に応えつつ、事業効果の対象が広く効果的な出版、映像交流を充実させるよう努める。
2. 交流にあたり、以下の点を考慮する。
 - (1) 「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
 - (2) モスクワ、サンクトペテルブルクのみならず、我が国と地理的、歴史的関係の深い極東地域における事業の実施にも努める。
 - (3) N I S 諸国も視野に入れた事業実施に努める。

ハンガリー

1. E U加盟後も、一層多くのハンガリー国民が日本に対する理解と関心を深め、また、両国の相互理解が一層深まるようにするため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含め日本文化紹介事業を行い、広くハンガリー国民の日本に対する関心・理解を高めるよう努める。
 - (2) 日本語教師及び日本研究者の育成及び交流をはじめとする日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 中・東欧諸国も視野に入れた事業実施に努める。
 - (2) 2005年日・E U市民交流年の機会を捉え事業を実施する。

エジプト

1. 中東アフリカ地域の唯一の海外事務所所在国であることを踏まえ、また、アラブ・イ

スラム世界との対話の重要性を視野に入れつつ、同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 有識者との知的交流及び将来の国づくりを担う青少年の交流を充実させ、対話の活発化に努める。
- (2) 大学、日本語教育機関等に対する日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
- (3) 広く一般市民を対象とした日本文化紹介事業及び事業対象が広く効果的な出版・映像交流を行う。

2 . 交流にあたり以下の点を考慮する。

- (1) エジプト一国のみならず中東諸国にも裨益する事業の推進に努める。
- (2) 事業実施に際しては、宗教的制約等の現地事情に配慮する。
- (3) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における中東理解の促進にも努める。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。